

消費税法改正 インボイス制度について

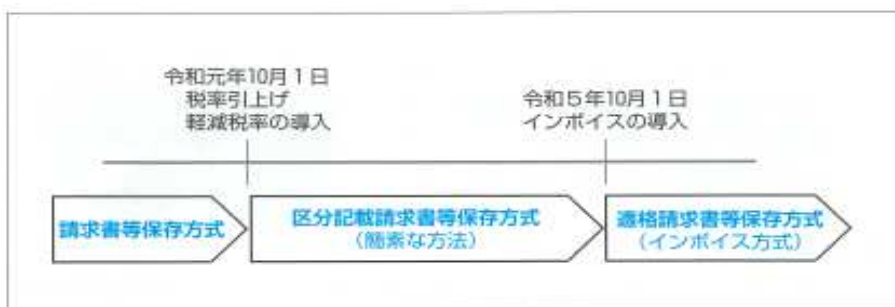
＜インボイスの導入スケジュール＞

令和元年10月1日、消費税率は10%に引き上げられ、同時に飲食料品の譲渡と定期購読される新聞に軽減税率8%が導入されました。変化はこれだけにはとどまりません。

4年後の令和5年10月1日からは、インボイスの導入も予定されています。



＜簡素な方法（区分記載請求書等保存方式）とインボイス制度＞



♪ 簡素な方法（区分記載請求書等保存方式）とは ♪

令和元年10月1日の税率引き上げから令和5年10月1日のインボイスの導入までの4年間は、簡素な方法で区分経理を行うことができるとされており、この間に適用される請求書等の作成方式を「区分記載請求書等保存方式」といいます。これに対して、従来の請求書等の作成方式を「請求書等保存方式」といいます。

請求書		令和元年12月1日	
ぎょうせい太郎様			芹澤酒店
品名	数量	単価	金額
ビール	10本	330	3,300
ジュース ✓	10本	108	1,080
✓印は軽減税率対象品目			
税率ごと小計額		軽減	1,080
		以外	3,300
合計ご請求額			4,380

左は「区分記載請求書」の見本です。従来の「請求書」の記載事項は、請求書の作成者の名前・取引の年月日・取引の内容・取引金額・相手方の名前の5項目でした。これに2項目「軽減税率の対象である場合はその旨」と「税率ごとの取引金額」を追加します。

♪ インボイス方式（適格請求書等保存方式）とは ♪

インボイス（適格請求書等）とは、消費税法が定める記載事項を適切に記載した請求書や領収書のことをいいますが、令和5年10月1日インボイス方式に移行した後は「適格請求書発行事業者」として登録した者しかインボイスを交付することができません。

請求書		令和5年12月1日	
ぎょうせい太郎様			芹澤酒店
品名	数量	単価	金額
ビール	10本	330	3,300
ジュース ✓	10本	108	1,080
✓印は軽減税率対象品目			アホ消費税額
税率ごと小計額	8%	1,080	80
	10%	3,300	300
合計ご請求額			4,380
適格請求書発行事業者登録番号：T1234567890123			

左は「適格請求書」の見本です。

「区分記載請求書」の記載事項に3項目

「適格請求書発行事業者登録番号」と

「適用税率」「消費税額等」を追加します。

🍀 <インボイスの導入に向けた準備>

インボイスの導入は4年後ですが、その間にレジや請求書・領収書など、自社の用紙フォームをすべて見直す必要があります。自社のみの対応だけでなく、取引先やグループ会社間で協力して対応する場合もあると思われます。

「適格請求書発行事業者」の登録もしなくてはなりません。

登録申請は令和3年10月1日から行うことができますが、令和5年10月1日のインボイス方式の開始日に登録するためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

🍀 <インボイス導入後・経過措置>

インボイス方式が導入されると、受領した請求書等が適格請求書等か、それ以外かを常にチェックする必要があり、適格請求書等の場合には記載された消費税額をチェックすることになります。そして「インボイスの保存」が仕入税額控除の要件になります。

インボイスは適格請求書発行事業者として登録した事業者しか交付することができませんが、この登録は課税事業者しかできないことから、免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除の対象にならなくなります。

ただし、令和5年10月1日から3年間は登録事業者以外からの課税仕入れについてもその80%を、令和8年10月1日から3年間は50%を仕入税額控除の対象とする経過措置が設けられています。



ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。